

Ⅲ. 国の動き、教育委員会における取組

1. 中央教育審議会高等学校教育部会の審議の経過について

(1) 検討経緯

中央教育審議会は、これまでの高校教育改革の成果と課題について総括するとともに、今後の高校教育の在り方について審議するため、平成 23 年 9 月に高等学校教育部会を設置して検討を開始した。

本部会では、「個々の生徒の学習進度・理解等に応じた学びのシステムの構築」「社会の要請に応える人材養成機関としての機能の充実」「個々の人格形成の場としての機能の再構築」についての総覧を踏まえつつ検討を行い、平成 24 年 8 月に「課題の整理と検討の視点」、平成 25 年 1 月に「初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議の経過について～高校教育の質保証に向けた学習状況の評価等に関する考え方～」をとりまとめている。平成 24 年 8 月に総会直属の特別部会として新たに中央教育審議会に設置された高大接続部会と連携しつつ、全ての生徒が共通に身に付けるべき高校教育の「コア」の在り方、高校教育の質保障の仕組みの在り方を中心に、現在も審議が行われている。

(2) 課題認識

本部会における課題認識は、以下のようなものである。

ア. 多様な学習ニーズへの対応に係る課題認識

総合学科等の制度の活用やその成果など、これまでの高校教育改革の検証、定時制・通信制教育の在り方、多様なメディアを活用した授業や学校外の学修に係る単位認定等の拡大、早期卒業制度の創設等の制度改正の是非の検討、高大連携の推進方策の検討など、多様化した生徒の様々な学習ニーズへの対応や学習機会に係る選択肢の拡大は、今後も引き続き推進していくことが求められる。

併せて、中途退学・不登校の問題、生徒の学習意欲をめぐる問題等への対応や、産業・就労構造の変化をはじめとした経済社会の変化への対応、そのためのキャリア教育・職業教育の充実なども、引き続き進めていかなければならない。

イ. 高校教育の質保証に関する課題認識

一方、高校教育の多様化の結果、生徒が高等学校の学習で習得したものが見えにくくなり、高校教育の質保証に対する要請が高まる要因となっている。国においても、学校・教員の取組への支援とともに、高校教育の質の保証に力を入れていく必要がある。

このような課題認識の下、本部会では、以下の 2 つのテーマについて、特に集中的に議論が進められている。

- ①全ての生徒に共通に身に付けさせるべき資質・能力（「コア」）について
- ②生徒の学習状況を適切に評価する仕組みなど、高校教育の質保証に向けた新たな仕組み等について

（３）全ての生徒に共通に身に付けさせる資質・能力「コア」

本部会の審議経過においては、「コア」の要素を含む資質・能力としては、「社会・職業への円滑な移行に必要な力」や「市民性」が重要であるほか、これらを構成する一部ともなる「批判的に考える力」、「説明する力・議論する力」、「創造力」、「人間関係形成力」、「主体的行動力」、「自己理解・自己管理能力」、「職業観・勤労観等」、「公共心」、「社会奉仕の精神」、「他者への思いやり」などや、さらには「健康の保持増進のための実践力」なども、「コア」の要素を含むものとして位置付けることができるものであり、学習指導要領が示す「必修修教科・科目等」は、全ての生徒に「コア」を身に付けさせるための共通の枠組みを教科・科目等の形で示したものと捉えることができる、とされている。

（４）高校教育の質保障に向けた評価の仕組み

「コア」の要素を含む様々な資質・能力の中には、筆記試験や技能試験等の手段により客観的な把握を比較的容易に行えるものと、そうでないものがあり、それぞれの性質に応じた適切な方法による把握を行い、評価の充実を図っていく必要がある。

高校生として共通に求められる基礎的・基本的な知識・技能や思考力・表現力・判断力等に関しては、平成 25 年 1 月の審議経過において、その学習到達度を把握する希望参加型のテスト（「高等学校学習到達度テスト（仮称）」）を全国規模で導入することについて、検討が必要であると提案された。

その後、平成 25 年 10 月の教育再生実行会議「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）」において、この高校生の学習到達度を確かめる基礎学力テストと、大学教育を受けるために必要な能力判定のための新たな試験の名称を「達成度テスト」に統一し、それぞれ「（基礎レベル）」「（発展レベル）」として相互に連携して一体的に行うことが提言されたことを受け、本部会において「達成度テスト（基礎レベル）（仮称）」の在り方が検討されている。

また、「達成度テスト（基礎レベル）（仮称）」の対象とすることが困難な幅広い資質・能力については、評価の妥当性の確保や信頼性の向上に向け、評価の手法や評価指標等に関する調査研究を行い、その成果を踏まえ、評価の取組を進めることとしている。

なお、平成 25 年 12 月 9 日の部会で検討に付されるようになった「高等学校教育部会における高校教育の質の確保・向上に係る審議のポイント（案）」においては、「多様な教育活動の推進」の例として「定時制・通信制課程等における困難を抱える生徒等のための支

援・相談の充実」「高等学校段階における特別支援教育の推進」等が挙げられている。

(小松 幸恵)

2. 高等学校における特別支援教育に関する支援事業等

文部科学省では、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うため、幼稚園から高等学校における支援のための体制整備を推進するなど様々な支援事業を実施している。高等学校における特別支援教育の推進に係る事業等について取り上げる。

(1) 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校WG報告

(平成21年8月)

「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」の「高等学校ワーキング・グループ」において、①高等学校における特別支援教育の推進体制整備、②高等学校における発達障害のある生徒への教育支援（入学試験の配慮の在り方、生徒への指導、進路指導）等の課題について、平成21年4月から8月まで7回にわたり検討され、報告書がまとめられている。内容は以下の通りである。

高等学校における特別支援教育の必要性

- ・高等学校における特別支援教育の政策的重要性
- ・発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後の進路
- ・文部科学省の対応の現状

高等学校における特別支援教育体制の充実強化

- ・高等学校における特別支援教育の整備状況
- ・校長をはじめとする管理職や教職員の理解・認識の向上策
- ・生徒・保護者の理解・認識の向上に係る支援
- ・支援員の配置と求められる資質
- ・生徒指導・教育相談等の既存の校内組織との連携
- ・定時制・通信制課程における対応
- ・私立高等学校における取組
- ・特別支援学校のセンター的機能の活用

発達障害のある生徒への指導・支援の充実

- ・必要な支援・指導の手法・内容
- ・障害の特性に応じた教科指導の工夫
- ・ICTの活用

- ・多様な評価方法やテストにおける配慮
- ・特別の教育課程の編成
- ・実践事例情報の集積・提供等

高等学校入学試験における配慮や支援等

- ・配慮や支援の現状
- ・中高連携（事前説明会、進路指導の充実等）
- ・入試における配慮・支援についての保護者への周知
- ・入学決定後の対応

キャリア教育・就労支援等

- ・発達障害のある生徒へのキャリア教育、就労支援の在り方
- ・特別支援学校のセンター的機能の活用
- ・就労・進学等に係る情報提供や関係機関との連携
- ・卒業後の就労支援のあり方

（２）発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果

（平成21年3月実施）

発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路について分析・推計し、今後の特別支援教育の在り方の検討の基礎資料とすることを目的として、平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施した（対象生徒数は約1万7千人）。

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は、約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は、約2.2%であった。

発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路の課程別、学科別にみた割合は下記のとおりである。

高等学校の課程別	全日制	定時制	通信制
進学者中、発達障害等困難のある生徒の割合	1.8%	14.1%	15.7%

高等学校の学科別	普通科	専門学科	総合学科
進学者中、発達障害等困難のある生徒の割合	2.0%	2.6%	3.6%

（３）高等学校における発達障害支援モデル事業（平成19～21年度）

高等学校における発達障害のある生徒は、読字が困難であったり、コミュニケーション能力に問題があったりする等、学習上や生活上の困難を抱えており、その支援は喫緊の課題である。そこで、国公立の高等学校において、発達障害のある生徒に対して、地域の

ハローワーク等の関係機関や特別支援学校等と連携しつつ、具体的な支援の在り方についてのモデル的な研究を実施し、その研究成果について、全国に情報発信するとともに、それを今後の我が国の支援の在り方の参考に供することを趣旨としている。研究内容としては、高等学校に在籍する発達障害のある生徒に対して、専門家を活用したソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等が挙げられている。

（４）高等学校における発達障害のある生徒への支援（平成22～23年度）

発達障害のある生徒への具体的な支援の在り方についての実践的な研究をモデル校において実施し、その研究成果を全国に発信することにより、高等学校等における特別支援教育を推進するとともに、支援の在り方に関する今後の検討の参考にすることを趣旨としている。研究内容は、発達障害のある生徒に対する指導方法、発達障害のある生徒に対する授業方法や評価方法等の工夫、発達障害のある生徒に対する就労支援、一般の生徒に対する理解推進等の指導の在り方、教職員や保護者の研修等、その他の支援に関する工夫が挙げられている。

（５）高等学校における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実

（平成24～25年度）

発達障害のある生徒へのキャリア教育についての実践的な研究をモデル校において実施し、その研究成果を全国に発信することにより、高等学校等における特別支援教育を一層推進するとともに、将来の自立と社会参加に向けた支援の在り方について今後の検討の参考とすることを趣旨としている。研究内容としては、発達障害のある生徒に対する計画的・組織的な進路指導、教育カリキュラムの工夫及びより柔軟な運用、教職員や保護者の研修等、その他のキャリア教育に関する工夫、校内委員会を中心として、全ての教職員間での連携、協力、情報共有等を円滑に行うための体系化などが挙げられている。

（笹森 洋樹）

3. 高等学校における特別支援教育の推進に関する実態調査（教育委員会）

（1）調査の主旨・目的

近年、高等学校においても、支援を必要としている生徒の存在が注目されてきており、特別支援教育の推進は喫緊の課題となっている。

高等学校における特別支援教育の推進にあたっては、義務教育段階とは異なる条件整備や、進路指導の問題など様々な検討すべき課題があると思われる。しかし、支援を必要としている生徒は多く、それらの生徒への支援は緊急を要し、社会参加をすぐ後に控えていることから特別支援教育の重要性は義務教育段階とは異なる意味で大きな課題である。

そのような中で、高等学校における特別支援教育では、都道府県・政令指定都市の教育委員会の役割が重視されており、平成 21 年 8 月に、文部科学省の特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の高等学校ワーキング・グループより出された報告書においても教育委員会に期待されている役割等の記載がある。

これらのことから、本調査は、全国 47 都道府県と 20 の政令指定都市を対象として、高等学校における特別支援教育の推進状況について把握することを目的として実施した。

（2）調査の内容

①対象

全国 47 都道府県及び 20 政令指定都市の計 67 教育委員会（悉皆調査）

②方法

都道府県及び政令指定都市の教育委員会特別支援教育主管課長宛、調査票を郵送し、平成 24 年 5 月 1 日時点での状況について返信用封筒にて返送を求めた。

③期間

平成 24 年 6 月 20 日に発送を行い、7 月 20 日締め切りとした。なお、7 月 20 日時点で未着の教育委員会へは、電話にて連絡を取り回答の送付を再依頼した。

④内容

（ア）基本情報

管下の高等学校数（公立・私立の全日、定時、通信）、発達障害のある生徒に関する実態調査の実施の有無や実施年度

（イ）高等学校における特別支援教育推進のための取組

高等学校主管課、私立学校主管課との連携、教育委員会・教育センターが行っている特別支援教育の推進のための取組（教員研修、支援員の配置など）、中学校との連携推進のための取組、入学者選抜における配慮等、定時制、通信制高等学校における重点的な取組、私立高等学校を対象とした取組、等。

(3) 調査の結果

今回の調査は、本研究所が平成 21 年度に行った「高等学校における特別支援教育の推進に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、3年経過後の変化を捉えるとともに、入学者選抜における配慮など、前回になかった事項を盛り込み調査を行った。また調査結果については、前回との比較ができる項目は比較を行い、結果を検討した。

【回収率】 100%

【結果】

調査結果について項目毎にまとめ、可能なものは平成 21 年度調査との比較を行った。

①各自治体の高等学校の概況

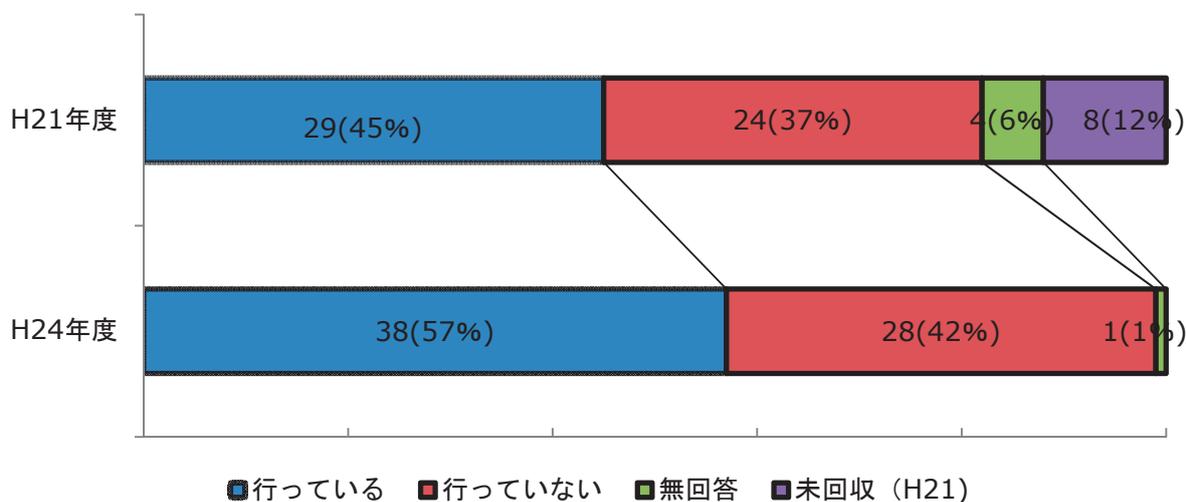
各自治体の公立・私立の高等学校本校の数（平成 24 年 5 月 1 日現在）は、「全日制」では公立校が 3,457 校、私立校が 1,127 校、「定時制」では公立校が 580 校、私立校が 8 校、「通信制」では公立校が 61 校、私立校が 92 校であった。

②実態調査の実施

(ア) 発達障害のある生徒に関する実態調査の実施

平成 21 年度の調査では、発達障害のある生徒に対する実態調査を「行っている」という回答が 29 委員会（45%）であったが、今回は 38 委員会（57%）から回答があった。

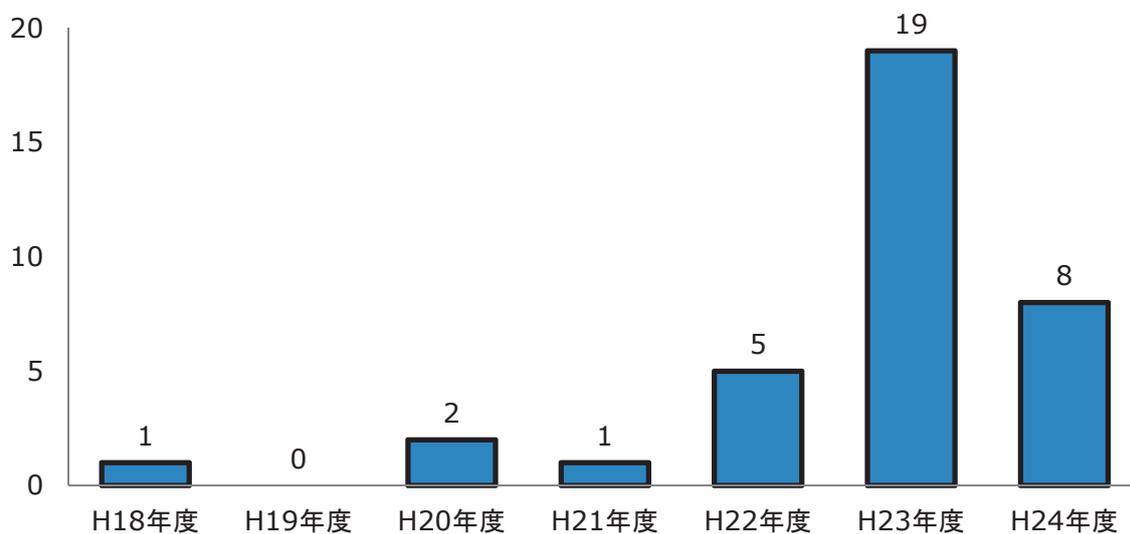
（図Ⅲ-3-1）



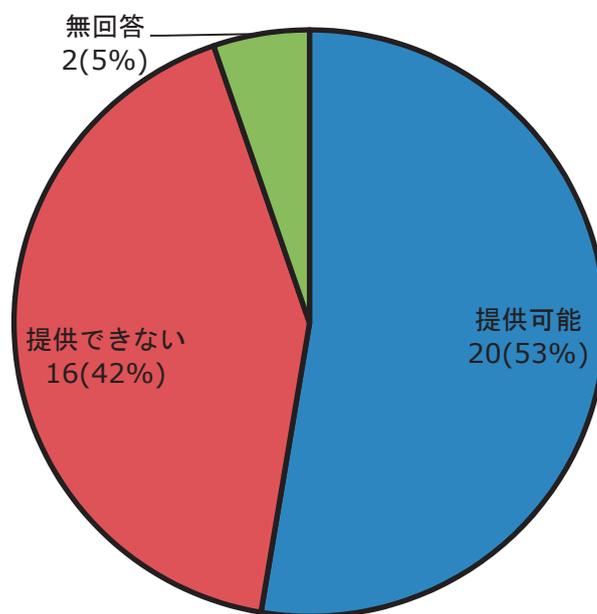
図Ⅲ-3-1 発達障害のある生徒に関する実態調査について

(イ) 実態調査の最新の調査年度、調査結果の提供の可否

(ア) で「行っている」に回答したうち、最新の調査実施年度および調査結果の提供の可否実態調査を「行っている」とした 38 委員会の最新調査年度は図Ⅲ-3-2 に示した。また、調査データの提供の可否については図Ⅲ-3-3 に示した。



図Ⅲ-3-2 実態調査の最新の調査年度



図Ⅲ-3-3 調査結果の提供の可否

(ウ) (ア) で「行っていない」に回答された場合、実態調査を行っていない理由
「実態調査を行っていない」と答えた教育委員会の主な理由については表Ⅲ-3-1 に示した通りである。

表Ⅲ-3-1 実態調査を行っていない理由

<p>【理解啓発が不十分である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校に比べ、発達障害等についての教員の理解がすすんでいないため、小中学校で実施したような教員の観察による調査は実施していない ・全県的な調査を行うには、保護者等の理解を得ることなどに困難があると予想される(2) ・高等学校においては、発達障害のとらえ方に関して、教職員間、学校間に温度差が見られるため行っていない(2) <p>各校で実態に応じて把握している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各高等学校が実態に応じて実施しているが、教育委員会としては実施していない(3) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事等による直接の聴取により、状況把握に努めている ・障害の有無の判断等、基礎データの客観性、信頼性を得ることが困難であることなどによる。今後の課題として検討中である ・生徒指導、教育相談等に関する連絡協議会や、コーディネーター研究協議会等で情報収集を行っているが、詳細な実態調査の必要性があり今後の課題である ・発達障害の生徒のみを対象とした調査は行っていないが、発達障害を含む教育上特別な支援を必要としている生徒の状況について調査を行っている ・「授業等で配慮の必要な生徒の在籍状況調査」や「特別な教育的支援を必要とする生徒の実態調査」を実施し、支援の必要な生徒の実態把握はできているので、発達障害に特化した調査はしていない ・県独自の調査を行った場合、その調査について妥当であり公表できるレベルにあるかどうか判断することが難しい ・アンケート調査により「通常の学級で、特別な支援が必要であると考えられる生徒が在籍している」と回答した学校を把握している ・実態調査は行っていないが、特別支援教育コーディネーター対象の調査で「校内委員会の検討数」「生徒の困り感」を学習・行動・対人関係面・その他のカテゴリーで分けた件数は集約している ・市が設置する高等学校は、1校のみであり、発達障害のある生徒が入学時に報告されていないため ・正式な調査ではないが、学校に聞き取り調査を行って実態を集約している ・アンケート調査という形でしているものであり、公表を前提としたものではない ・実態調査の調査結果は情報開示の対象となり、個人が特定されてしまう可能性があるため ・発達障害についての調査を行うことが困難なため
--

③高等学校における特別支援教育推進のための高等学校主管課との連携

表Ⅲ-3-2 に、連携に関する取組の内容を示した。生徒指導や特別支援教育等に関する情報交換、実践研究、交流及び共同学習、支援員などの配置、研修会等、協議会に関するものなどの記述があった。研修会等の連携では、高等学校特別支援教育コーディネーター養成研修会の企画・立案や支援ツールの作成支援などの記述があった。また、高等学校コーディネーター研究協議会や高等学校特別支援教育担当者連絡会など様々な協議会等が設定されていた。

表Ⅲ-3-2 高等学校主管課との連携における取組の内容

生徒指導や特別支援教育等に関する情報交換

時期: 高校入学前・時・後、入試時

対象: ・不登校・中退

・発達障害における相談窓口

連絡先: ・特別支援学校

内容: ・体制整備

・特別支援教育モデル校における取組の紹介

・高等学校への訪問や相談支援等

実践研究

・県教育委員会として研究指定を行い、特別支援教育推進のための実践研究を実施

・高等学校における個別の指導・支援体制の構築に関する実践研究の推進

・特別支援教育推進学校訪問の実施

交流及び共同学習

・高等学校と特別支援学校との交流及び共同学習の推進

支援員などの配置

・高等学校における特別支援教育支援員の配置

・「学力アップ非常勤事業」として県費による非常勤講師の配置

研修会等による連携

・高等学校特別支援教育コーディネーター養成研修会の企画・運営

・実態調査、教員対象研修、新任管理職研修

・校長、教頭、教務主任研修会等の共同開催

・高校教育課と連携した各種研修会の実施

・県立高等学校対象の校内研修会の企画

・依頼・必要に応じて学校訪問

・校内研修の講師

・特別支援教育の理念を根幹とする教育の指導

・高校への指導主事訪問による同行

・高等学校課事業の企画助言

・先進的な取組を行っている学校の成果の紹介

・支援ツール(サポートヒントシート、引き継ぎシート、啓発リーフレット等)の作成支援

・巡回相談員派遣事業に高等学校指導主事も参加

・特別支援教育推進に係る会議への参加

・高等学校の学校訪問への参加

・高等学校課の生徒指導グループと連携して、高等学校に在籍する障害がある生徒の支援に、特別支援教育コーディネーター(リーディングスタッフ)を派遣"

協議会等

・生徒指導、教育相談等の研究協議会の共同開催

・高等学校コーディネーター研究協議会

・モデル事業の事務局として高等学校特別支援教育推進協議会への参加

・特別支援教育の推進のための共同の会議を定期的開催

・「地域支援整備事業」によるセンター的機能の発揮

・「高等学校における支援教育推進会議」に開催を通じた支援教育体制の推進

・県内全ての高等学校担当者が参加する「高等学校特別支援教育担当者連絡会議」の企画・運営・指導助言

・高等学校における特別支援教育に関する委員会を共催

・高校校長会、中高校長代表者会、校長会特別支援教育研究会への参加

・「発達障害等のある幼児児童生徒の充実に関する指針」におけるワーキング・グループでの検討及び事業の実施

・『発達障害児教育推進チーム』を教育庁内に設置

リーフレット配布

・特別支援教育に関するリーフレットの配布

④高等学校における特別支援教育推進のための私立学校主管課との連携

表Ⅲ-3-3 に、連携に関する取組の内容を示した。具体的な取組として、情報提供・情報交換、研修会講師の派遣等、協議会等、相談員の配置、冊子・シートの配布などが挙げられた。情報提供として、特別支援学校のセンター的機能の紹介や高等学校の特別支援教育研修の案内などが行われていた。また、啓発冊子や引き継ぎシートの配布などが行われていた。一方で、22 の教育委員会からは「連携を行っていない」との記述があった。

表Ⅲ-3-3 私立学校主管課との連携における取組の内容

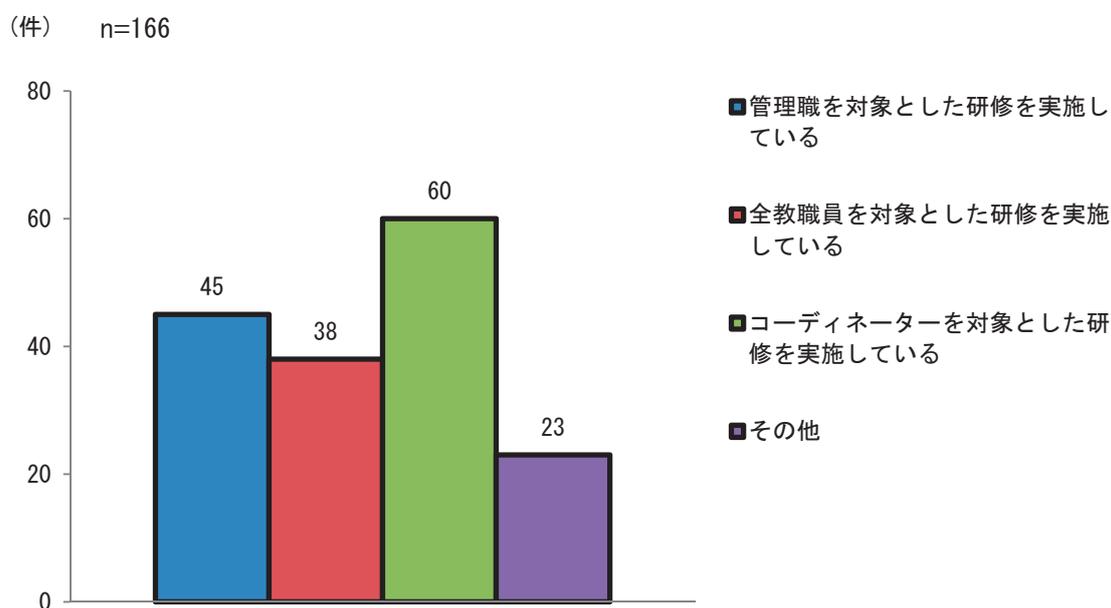
情報提供・交換
・特別支援学校の巡回相談や専門家チーム相談会
・特別支援教育に関する研修・巡回相談の活用
・特別支援学校のセンター的機能の紹介
・研修会参加の案内、専門指導員活用等
・「体制整備の推進」事業の要項、高等学校対象の研修等
・高等学校における特別支援教育
・教育相談窓口の紹介
・高等学校の特別支援教育コーディネーター研修の案内
・特別支援教育の推進及び共生社会に向けた理解啓発に関する協力依頼
研修会講師の派遣等
・私立学校主管課からの依頼を受け、教員研修会や校内研修における講師派遣
・研修会への指導主事派遣
・研修会での講師等の選定・紹介・協力
・専門家による巡回相談の実施
協議会等
・特別支援教育推進事業運営に関する実務者会議
・「広域特別支援連携協議会」等の諸会議
・管理職研修会や生徒指導部会、教育相談部会の研究協議会
・教育、福祉、労働の関係部署で構成する「発達障害児教育推進チーム」
・特別支援教育連絡協議会
・特別支援教育総合推進事業における特別支援連携協議会
・特別支援教育推進における会議
・特別支援連携協議会
相談員の配置
・巡回相談員の派遣
・特別支援学校の巡回相談員及び専門家の派遣
冊子・シートの配布
・啓発冊子の配布
・引き継ぎシートの配布、活用促進
連携なし(22件)
※22件のうち、以下のような記述があった
・費用に応じ、教育委員会を通じて情報提供等行うこともある
・現在、必要に応じて連携・協力する体制はある
・私立学校から要請があれば、指導主事が訪問し研修を行う

⑤教員研修の実施状況

(ア) 研修の対象

教育委員会及び教育センターが実施している特別支援教育推進のための研修対象について図Ⅲ-3-4 に示した。特別支援教育コーディネーターを対象としたものが 60 件と最も多く、管理職を対象とした研修 45 件、全教職員を対象とした研修 38 件と続いた。また、そ

の他の 23 件には、特別支援教育支援員や保護者・一般県民を対象としているという回答が含まれていた。



図Ⅲ-3-4 教育委員会・教育センターが実施する研修の対象（複数回答）

その他の記述

- ・初任者研修、新任者研修、5年目・10年目研修で実施 (6)
- ・特別支援教育支援員を対象とした研修の実施 (6)
- ・全教職員のうち希望者を対象として実施 (2)
- ・保護者・一般県民も含む研修会を実施 (3)
- ・教務主任を対象として実施 (1)
- ・検査器具や書籍、場所を提供するなど、教育関係者への自主研修の支援 (1)
- ・県と市と一緒に管理職研修、教職員研修、コーディネーター研修会を実施 (2)

(イ) 研修の講師

次に、研修の講師は、最も多かったのが特別支援教育を専門とする大学教員、専門委員会の職員等で 59 件、次いで管轄する教育委員会の指導主事が 52 件と多かった。また、特別支援学校や高等学校のコーディネーターに依頼しているという回答も 30 件前後と少なくなかった。その他には少数だが、「小中学校の特別支援学級担任、通級指導教室担当、コーディネーター等」、「他都市の管理職」、「当事者」、「保護者」、「発達障害支援センター、障害者就業・生活支援センター等の職員」も挙っていた。

(ウ) 研修の内容（複数回答）

研修内容については 215 件の回答があった。内訳は、特別支援教育の基礎知識 57 件、発達障害に関する基礎知識 58 件、支援ニーズのある生徒の気づきや支援に関する実際的・基礎的な知識 62 件と回答はこの 3 つに集中していた。その他の内容については、以下に記したように心理検査や教育相談、校内支援体制整備等具体的な内容が挙げられていたが、少数であった。

- ・教材教具づくり授業づくりに関する研修 (2)
- ・教育相談に関する研修 (4)
- ・心理検査の実施と解釈 (2)
- ・個別の指導計画および教育支援計画の作成
- ・校内支援体制の整備等に関する研修 (3)
- ・高等学校における先進的な取組、実践の紹介医療との連携
- ・特別支援教育の理解啓発
- ・ICT の活用
- ・特別支援学校の見学

(エ) 研修について、その他に工夫している事柄

研修の対象、講師、内容の他に特別支援教育の推進のため実施されている工夫についてたずねたところ、表Ⅲ-3-4 に示したような回答が得られた。中でも多かったのは、都道府県及び政令指定都市で作成した特別支援教育のためのハンドブック、パンフレット、リーフレット、また指導資料・事例集等の配布・公開及び活用であり、回答数は 42 件であった。ここから、全国 63% の教育委員会で、研修実施の際、各自治体で作成した資料が活用されているということが分かった。

表Ⅲ-3-4 研修についてその他工夫している事柄

<ul style="list-style-type: none">・教育課程編成・実施の手引に国の指定事業の実践事例や特別支援学校との交流や共同学習の実践事例を掲載・指針を策定し、教育委員会各課が連携して取組を推進・各地区特別支援連携協議会が実施する研修会等の情報提供・特別支援教育に係る校内研修の実施について把握・県内で先進的な取組を進めてきた高等学校の事例や成果の紹介・高等学校に対して特別支援教育に関するアンケートを実施し、研修内容に活用(2)・県が作成した特別支援教育のためのハンドブック、パンフレット、リーフレット、指導資料・事例集等の配布・公開および活用(42)・高等学校特別支援教育コーディネーター養成研修会で、基礎研修にはコーディネーター以外の教職員の参加を認める・県で作成した「気づき票」、「支援シート」等を研修に活用(3)・全教職員を対象とした研修の実施(2)・個別の指導計画の作成に係る研修の実施(3)・各分掌部長会議での、特別支援教育にかかる講演や研修の設定・モデル事業との関連で、ニーズに基づいて各校が企画する研修会の実施・特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の実施・幼小中高合同の特別支援教育コーディネーター研修を実施(3)・高等学校での実践報告(2)・特別支援教育コーディネーターとの協議(2)
--

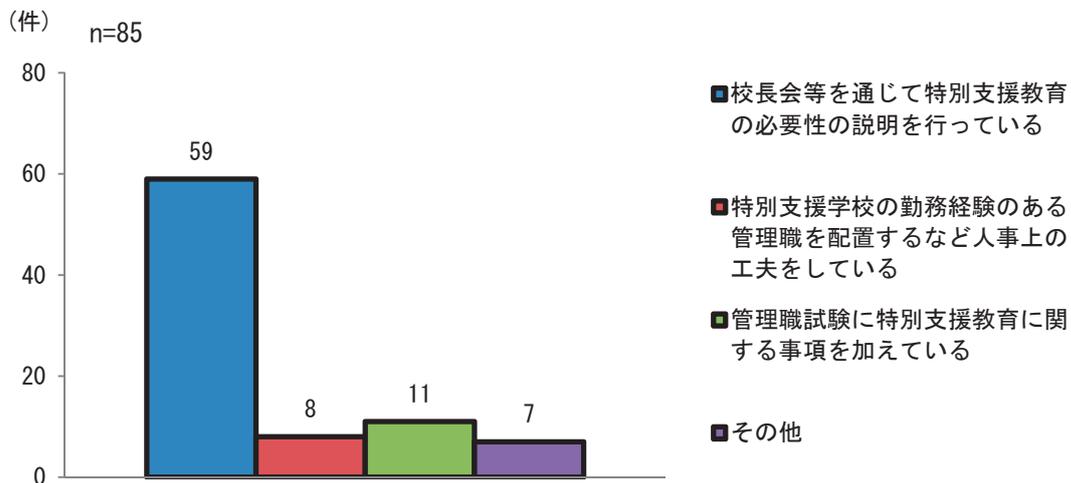
- ・特別支援教育に関する校内研修を実施しやすいよう、管理職(教頭)を対象に研修を行い、必要に応じて特別支援学校のコーディネーターを派遣する事業を実施”
- ・要請に応じて、指導主事や専門家を講師として派遣(3)
- ・教育関係委員会だけでなく、他委員会との連携に関する内容を取り入れる
- ・高等学校の教職員は、県主催の研修・講習会等への参加を基本とする

⑥管理職に対する取組の実施状況

管理職に対する取組の実施状況を複数回答でたずねたところ、85件の回答が得られた。最も多かったのは、校長会等を通じて特別支援教育の必要性について説明を行うというもので、59件の回答があった(図Ⅲ-3-5)。

その他の記述

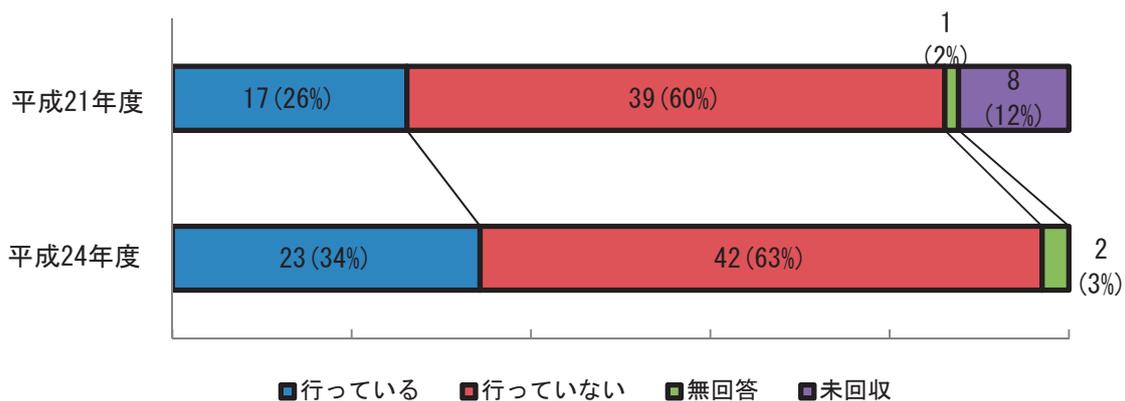
- ・特別支援教育推進のフォーラムを開催
- ・管理職対象の研修会で、特別支援教育に関する研修を実施(3)
- ・校長会を通じて、調査研究・特別支援教育に関する理解啓発を実施(2)



図Ⅲ-3-5 管理職に対する取組の実施状況(複数回答)

⑦ 各自治体が独自に実施している高等学校における特別支援教育推進のモデル事業

文部科学省のモデル事業等とは別に、各自治体が独自に実施している高等学校における特別支援教育推進のモデル事業についてたずねた。その結果、平成21年度に実施した調査では、実施していた自治体が26%であったが、今回の調査では34%と若干増えていた(図Ⅲ-3-6)。

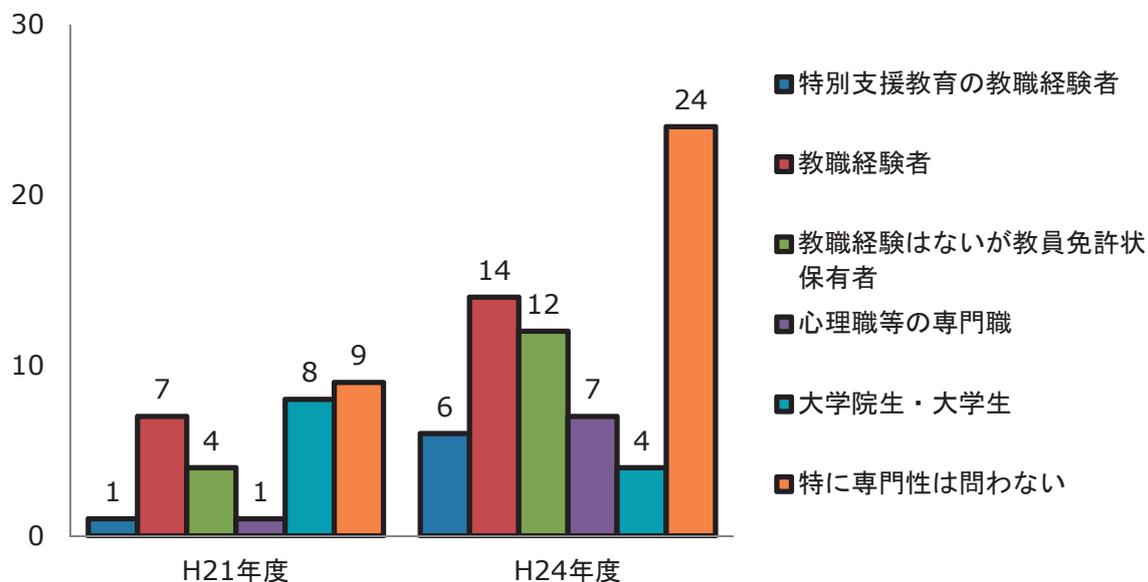


図Ⅲ-3-6 各自治体における高等学校における特別支援教育推進のモデル事業実施の有無

⑧ 各自治体が配置している特別支援教育支援員等

(ア) 支援員の状況について

特別支援教育支援員の配置の有無と、配置している支援員の資格等の状況について複数回答でたずねた。その結果、特別支援教育支援員等を配置している自治体は 37 あり、前回調査の 19 を大きく上回った。37 の教育委員会が配置している人数は 288 人、配置している学校数は 192 校であった。支援員の状況については図Ⅲ-3-7 の通りで、特に専門性を問わず配置している教育委員会が 24 と最も多かった。

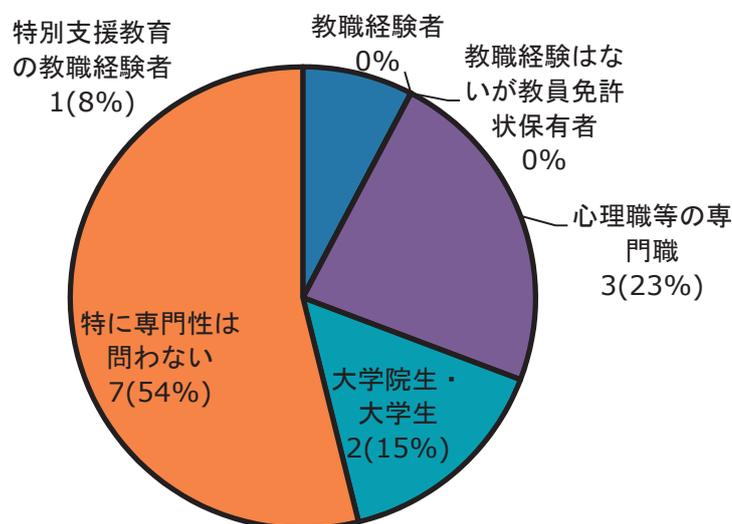


図Ⅲ-3-7 配置している特別支援教育支援員の状況

(イ) 特別支援教育支援員以外に自治体が配置しているボランティア等の状況

特別支援教育支援員等以外にボランティアを配置していると回答のあった自治体は 13 であった。ボランティアの内訳については図Ⅲ-3-8 に示した通りである。約半数が「専門性を問わない」との回答であったが、「心理職等の専門職」も約 20%であった。

また、配置の名目は、表Ⅲ-3-5 のような内容であった。



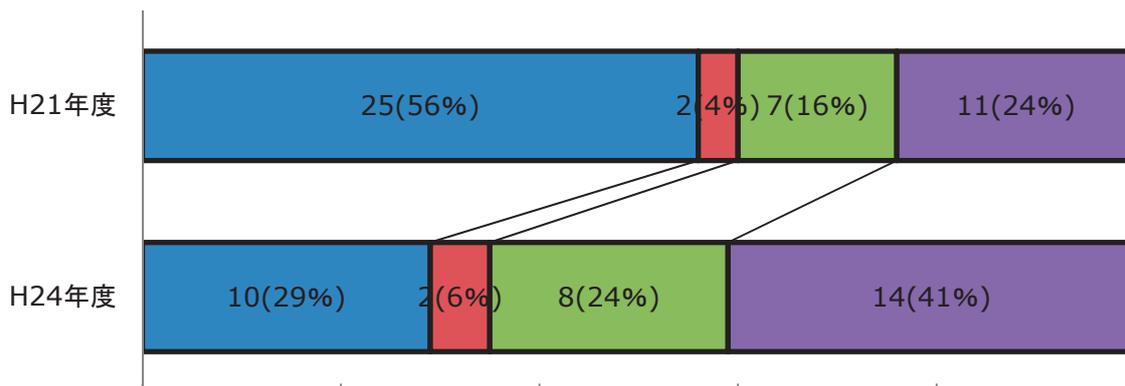
図Ⅲ-3-8 配置しているボランティア等の状況

表Ⅲ-3-5 配置の名目

- ・肢体不自由の生徒に対する「介助員」として配置
- ・義務教育課と連携して、全ての公立中学校及び高等学校にスクールカウンセラーを非常勤で配置
- ・学生ボランティアを配置
- ・発達障害支援専門員として、8校の研究指定校に派遣
- ・学校支援心理アドバイザー（臨床心理士）を7研究地区に配置し、学校の要請に応じて地区内の学校を訪問し、指導・助言を行う
- ・大学生教育ボランティア学習支援事業として実施。特別支援教育に関わるものも含む
- ・介助員、介助職員として配置。
- ・学校の要望に応じて、高校教育課が障害を有する生徒支援のための非常勤職員を配置
- ・学生ボランティア、フリースクール指導者などとして配置
- ・補助指導員を配置
- ・特別支援教育サポーターを配置

(ウ) 特別支援教育支援員等を配置していない理由について（複数回答）

特別支援教育支援員等を「配置していない理由」としては、34 の回答があった。前回調査と比較したものが図Ⅲ-3-9 である。前回と比べ、「財源の確保が難しい」との回答は半数近くに減っているが、「支援員に対するニーズが少ない」は若干増えている。また、その他の理由は表Ⅲ-3-6 に示した通りである。



- 財源の確保が難しい
- 適切な人材が不足している
- 支援員等に対するニーズが少ない
- その他

図Ⅲ-3-9 配置していない理由

表Ⅲ-3-6 その他の理由

現在、配置に関する研究を行っている

- ・各校の教育的ニーズと人材の調整が困難である
- ・障害のある生徒の就学援助に係る非常勤講師を11校12課程に配置している
- ・研究推進校3校に、本年9月から1名ずつ特別支援教育支援員を配置予定である
- ・支援員等の配置に向け、各校の状況やニーズを把握中のため
- ・障害種別毎にどのような支援が必要なのかを検討する必要がある
- ・市立の高等学校に対象者がいない本市では小中学校のみに配置している
- ・小・中学校の特別支援学級に介助員を配置しており、基本的には通常の学級には配置していない
- ・支援員等に対するニーズがない
- ・ニーズはないが、ニーズがある場合はボランティアの配置についての相談は可能
- ・昨年・一昨年は学校より配置希望があり、設置したがH24年度は配置希望がなかったため
- ・支援員配置に関して事業の対象としていない

⑨中学校と高等学校の連携の推進のため具体的な取組

高等学校が中学校との連携のために具体的な取組を行っているかについては、「行っている」と回答した教育委員会が半数を超えた。ただ、前回調査との比較においては、ほとんど比率は変わらない状況であった。具体的な取組の内容は、表Ⅲ-3-7に示した通りである。

表Ⅲ-3-7 連携推進の具体的な取組の内容

【ガイド等の作成】

- ・「障害等のある生徒の高等学校進学にかかるガイド」を作成し、連携について指導している
- ・高等学校の学校教育指導重点解説の中に「入学許可予定者の発表後、特別な教育的支援を必要とする生徒の状況を的確に把握するため、中学校等と十分な連携を図る」と盛り込んだ(H23～)
- ・各研修で中高の連携に関する講義を行っている冊子「特別な支援を必要とする子どもの理解と支援—改訂版—」を配付している

【個別の教育支援計画、支援シート等の活用】

- ・「連携シート」等の活用による、新入生の情報交換を行っている
- ・支援の必要な生徒について、中学校における取組内容と今後の支援計画を記載する「支援シート」を保護者とともに作成することで、中学校と高校の連携を推進することとしている
- ・グランドモデル地域による個別の移行支援シート等の作成活用の推進(平成23年度まで)、及び普及を行っている
- ・特別な支援を必要とする生徒について、個別の教育支援計画を活用した引継を推進している(2)
- ・県教育委員会作成の移行支援シートの作成と活用を進めている
- ・「サポートノート」(「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を合本したもの)や指導要録抄本を用いて、個別に引き継ぎを行っている(2)。また、体験授業等を行っている高等学校もある。

【連携会議等の情報交換の場の設定】

- ・中高の特別支援教育コーディネーターが出席する連携会議を開催し、情報交換を行っている
- ・県立特別支援学校が、センター機能の一環として、地域の高等学校、中学校に参加を呼びかけた連携協議会を実施し、お互いの情報や意見交換の場を設定しているケースがある
- ・各地区において、中学校長会と高等学校長協会が中高連絡会を実施している中高における情報交換を通して、生徒指導に関して円滑な接続を図っている
- ・中高生徒指導主事連絡協議会を、年2回実施している
- ・中高連絡会(学区ごと開催)における情報提供及び特別支援教育部会の設置
- ・公立幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが一堂に会し、連携強化を図るために、地区別連絡協議会を開催している
- ・特別支援学校と地域の幼稚園、保育所、小・中・高等学校とのコーディネーター連絡会を各地域に設置し、各地域における特別支援学校を核としたネットワークの中で、中学校と高等学校との連携を推進している
- ・地区コーディネーター会議において高等学校の参加を呼びかけている
- ・各市町村で行われる市町村特別支援連携協議会に中・高の関係者が参加し、連携を図っている
- ・中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター連携協議会(中学校と高等学校の学校間の移行支援について情報交換)を行っている(5)
- ・小中高生徒指導連絡会、教育相談推進研究協議会のほか、ケースによっては管理職の指示で担任(または担当者)が情報交換等を行っている
- ・総合推進事業において、ブロック会を開催する際に案内を出している。参加された私立・県立高校とは、顔の見える関係づくりと連携ができつつある

【研修会等を利用した情報交換】

- ・連携を強化・推進する意味でも、特別支援教育コーディネーター専門性向上研修で中学校と高等学校のコーディネーターに同時期に研修会を行い、お互いに意見交換や、情報交換を積極的に行う場を設けている
- ・高等学校長会や高等学校教育研究会の生徒指導担当者会、市町の指導主事会議において、高等学校入学時の移行支援を含めて中学校と高等学校の連携の必要性について説明しているまた、高等学校入学時に中学校側からの積極的な情報提供を依頼している
- ・各市町教育委員会教育長宛に「中学校と高等学校との間の特別支援教育に係る文書情報の共有について(依頼)」を发出している(平成23年度)。また、地区毎の研究会では、地区によって研修会に中学校の特別支援教育コーディネーターに同席してもらい、情報共有を図っている
- ・特別支援教育コーディネーターを養成する研修等の中で、同じ管内の各校種のコーディネーターが情報交換できる場を設定している
- ・特別支援教育コーディネーター研修会(高等学校)への中学校からの希望参加を行っている

【入学者選抜前後の情報交換等】

- ・高校への入学者選抜の合格発表後に、発達障害等の指導方法等の引継ぎを行っている(2)
- ・中高連絡会において、入学が決まった生徒について配慮が必要な場合に情報提供を行う。入学後に情報交換が必要な場合には中高ブリッジ会議を開催している
- ・入学者選抜方針や選抜実施要項に係る説明会や受検上の配慮に係る説明会等の市町村教育委員会の担当者を対象として実施する説明会において、生徒の要配慮状況について中学校長から志願先の高等学校長に伝えていただくよう、市町村教育委員会の担当者に対し説明を行っている
- ・高等学校に入学した生徒についての情報交換を行っている。高校入試に当たって、特別な配慮を希望した際の情報交換を行っている
- ・入学前の情報交換会を実施している
- ・入学者選抜実施前に入学に対応できる相談を行っている

【その他】

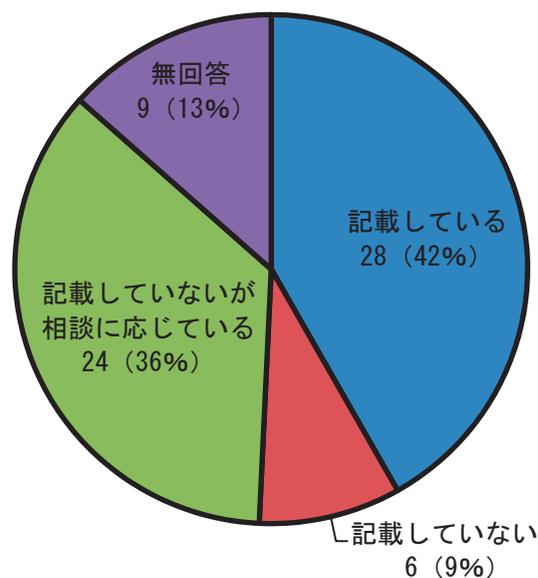
- ・「中学校高等学校間の情報連携の推進について」の通知を出し、発達障害等生徒理解の参考となる情報の共有を呼びかけている
- ・例年8月に県内4地区で地区別の中高長会を実施し、その中で連携の在り方について情報共有を図っている
- ・市の高等学校特別支援教育推進モデル事業の取組みの中で、中学校と高等学校の間の引継ぎのあり方について、検討している
- ・中学校・高等学校の管理職及び教諭等を対象とした入学者選抜手引説明会で、特別な配慮を必要とする障害のある生徒の受検では、受検時や入学後の配慮事項等について、中学校と高校が十分に連携するよう指導している
- ・学校教育局参事(生徒指導・学校安全)、高校教育課長、義務教育課長、特別支援教育課長の連名で、「学年末から学年始めにおける学校間の連携強化について」の通知を出し、入学前後における校種間の情報共有の徹底、連携の強化について指導している

【連携を行っていない理由】

- ・養護教諭部会が中心になって一部の地区で行っているところもあるが、県としては行っていない入試以前に個人情報の伝達は慎むような雰囲気がある
- ・中学校長や高等学校長を対象にした会議では、中高連携の必要性については周知しているが、県教委として具体的な取組はしていない
- ・高等学校における特別支援教育の推進のための方策等について、現在検討中であり、検討課題には、中学校と高等学校の連携が含まれている
- ・把握していない
- ・現在は、各学校から構成される「カウンセリング・特別支援教育推進委員会」が中心になり、コーディネーター情報交換会を実施している
- ・特別支援教育に関する高等学校と中学校の連携システムを構築に向けた準備段階にある
- ・連携に対するニーズがない
- ・必要に応じて各学校で行うようにしているため
- ・高等学校が独自に、必要に応じて中学校から生徒に関する情報を得るなどの連携を図っていることから、教育委員会としての取組は行っていない

⑩高等学校入学者選抜の実施要項における発達障害のある生徒への配慮に関する記載とその内容

図Ⅲ-3-10に、発達障害のある生徒への配慮の有無を示した。「記載している」と回答したのが半数近くあった。また、「記載していないが相談に応じている」を合わせると、無回答を除いて、記載もしくは相談で対応している割合が90%程度であった。また、表Ⅲ-3-8に記述の内容を示した。記載内容としては、「協議」の文言や特別措置申請書の記述を含むものなどがあった。「協議」については、「出願先高等学校長が県教育委員会と協議の上で決定する」のような記載があった。特別措置申請書については、「発達障害を含めて受検上の特別な配慮を要する場合は特別措置申請書を提出する」のような記載があった。



図Ⅲ-3-10 高等学校入学者選抜の実施要項における配慮の記載の有無

表Ⅲ-3-8 高等学校入学者選抜における実施要項の記載内容

「協議」などの記述があるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある生徒に限定しないで、次のように記載している。「志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出身中学校等を通じて出願前に志願先高等学校長に連絡する。配慮内容は、出願先高等学校長が県教育委員会と協議の上で決定する ・中学校長が行う手続きとして「学力検査等の実施において特別な配慮を必要とする志願者については、特別支援措置申請書を県立高等学校に提出する」また、県立高校長の処理として「特別支援措置申請書の提出を受けた県立高校長は、教育委員会と協議の上、対応について検討する」と記載している ・「受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、中学校長は、志願者の状況等について、出願先高等学校長あて申し出るものとする。なお、上記の場合の受検上の配慮事項等については、別途示す。」と記載しており、個々の生徒の状況に応じ、協議により配慮を行っている ・県立高等学校については、発達障害のある生徒と明記していないが、以下のように記載している。「中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。」と記載し、私立学校については、各校の判断としている ・中学校長は身体に障害がある等、受検の際に特別な配慮が必要と判断される生徒が居る場合は、学校教育課長に事前に連絡の上、当該高等学校長に申し出てください。この場合、高等学校長は、学校教育課長と協議してください。」と記載している ・「選抜検査の実施に当たって、配慮を要する者について、志願先高等学校長は、事前に在籍中学校長から報告を受けたくうえで、当該中学校長と連絡を取るなど状況を把握し、県教育委員会と協議し、適切な措置をとることができる」と記載してある ・発達障害についてではなく障害全般に関する記述となっている。「学力検査等を受検するにあたり、病気や障害等の事情により、特別な配慮を必要とする志願者について、中学校等の校長は事前に志願校と十分相談すること。なお、障害のある志願者について相談する場合は、中学校等の校長は障害等の状況や希望する特別な配慮等を記した文書を志願校に提出すること」と記載している
特別措置申請書などの記述があるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・学力調査における特別措置を行い、特別措置を希望する者については、「入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別措置申請書により中学校長を経て志願先高等学校長に申請するものとする。」と記載している ・「一般選抜及び特別選抜を受検する際、障害のことで、特別な配慮を希望する出願者に「受検上の配慮願」(様式第17号)を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出する。」と記載している ・「身体等に障害があるため、受検の方法に配慮を希望する生徒は、特別措置願Ⅰを入学志願書に添付して志願先高等学校の校長に提出することを記載している

- ・発達障害に限定してはでないが「特別な配慮を必要とする生徒等の特別措置」の項目を設けて手続きについて記載している
- ・発達障害に特化せず、特別措置を希望する者については規定の様式による特別措置願を入学願書に添付するよう記載している
- ・発達障害を含め、受験上の特別な配慮が必要な場合には「特別措置願書」を提出する
- ・「学力検査、教科の検査、基礎学力検査、面接等において特別な配慮を必要とするものは特別措置願を入学願書に添付する」と記載している
- ・「身体に障害がある受験者等への配慮事項」として、「特別措置申請書を提出した者のうち、通常の方法では、受験が困難と認められるものについては、障害等の種類や程度、中学校における配慮事項等を勘案し、あらかじめ特別受験室を設けるなど検査方法、検査場等について適切な措置を講じるものとする。」と記載している
- ・「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」を示し、日頃から行っている配慮を記載してもらい提出後に入学者選抜の配慮を検討している
- ・難聴者、弱視者、その他の身体の不自由な者等、学力検査の受験及び入学後の指導について、特に配慮する必要がある者は、予め出願先の県立高校の校長に直接事情を連絡するとともに、「身体等の状況の記録」を作成し、健康診断など「身体等の状況の記録」に記載した内容を証明する書類を添付して提出すると記載している

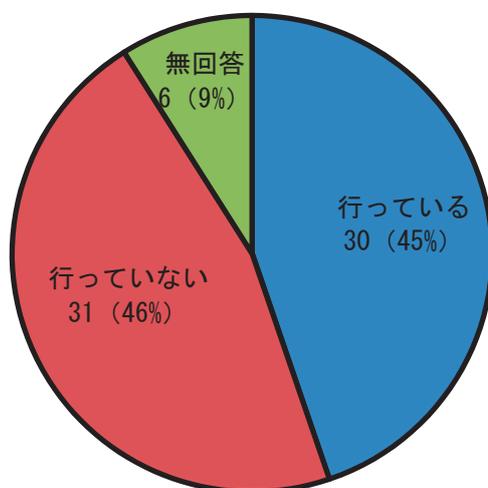
入学試験要項の中に記述があるもの

- ・「受験に際して特別な配慮を必要とする障害等のある生徒の出願」の項目を設定している
- ・志願者・保護者が希望する場合には「学力検査等の際配慮を要する措置についての願い」を、中学校長を経て高等学校長に提出できる。「学力検査等の措置願」の提出をうけた中学校長は、「中学校として平常の学校生活において配慮するとともに、志願先高等学校長にあらかじめその事情を説明する
- ・発達障害に限定したものはないが、要項に「別記10 障害のある生徒の受験の配慮申請」と記載している
- ・「障害による学力検査等実施上の特別措置[英語学力検査(リスニングテスト)、面接及び作文・小論文における特別措置を含む。]を希望する者は、学力検査等実施上の措置申請書により、志願する学校長に申請する。」と記載している(「障害のある受験者に対する措置」として実施しており、発達障害もこの対象となっている)
- ・「障害のある生徒の入学者選抜における学力検査及び選抜に当たっては、障害のあることにより、不利益な取扱いをすることがないように十分に留意する。」と記載している
- ・検査の実施に当たっては、通常の実験者と同一の扱いとする。ただし、学力検査、面接、作文及び当該高等学校における特色検査の実施に際し、受験方法等申請書を提出した者のうち、県教育長が通常の方法では受験が困難と認める者については、検査の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な取扱いを講じるものとする
- ・「特別な配慮を希望する志願者は、『受験上の配慮願』を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出する。提出に当たっては、中学校長が配慮の必要性を判断し、配慮内容の妥当性について記載した資料(診断書及び中学校等の学習・生活の様子についての説明書)を添付する。」と記載している
- ・「中学校長は、出願を予定する者のうち障害のあるもので、学力検査実施上配慮を必要とすると考えられる場合においては高等学校長にあらかじめ申し出ること」と記載している
- ・「身体に障害があるため、通常の方法により受験することが困難と認められる者については教育委員会の承認を受けて、検査方法や検査場等について適切は措置を講じるものとする。」と記載している(具体的配慮:時間の延長、問題用紙の拡大、英語のリスニングテストにおけるテロップ受験など)

⑪平成 24 年度高等学校入学者選抜における実際の配慮事例と具体的配慮

図Ⅲ-3-11 に、平成 24 年度高等学校入学者選抜における実際に行われた配慮事例の有無を示した。「行っている」と回答した教育委員会と「行っていない」と回答したものは、ほぼ同数であった。

また、表Ⅲ-3-9 に具体的な記述内容を示した。実際に行われた配慮として、環境の修正（物理的環境、人的環境）、呈示の仕方の修正、答え方の修正、時間とスケジュールの修正、支援機器の提供などであった。具体的には、数の多かった順に、別室受検（環境の修正）、時間延長（時間とスケジュールの修正）、問題用紙・解答用紙の拡大で、それぞれ 15 件、11 件、8 件の回答があった。



図Ⅲ-3-11 平成 24 年度高等学校入学者選抜における配慮事例の有無

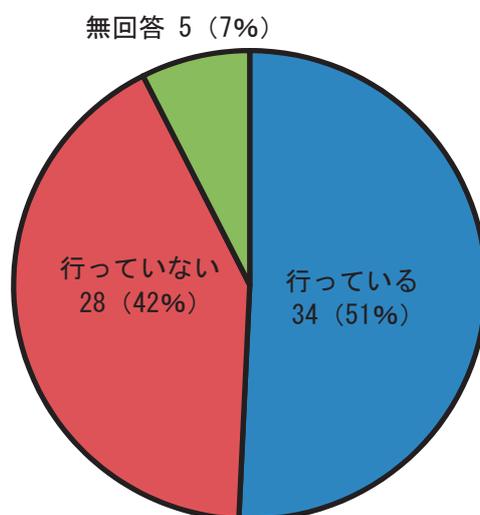
表Ⅲ-3-9 平成 24 年度高等学校入学者選抜における具体的配慮

環境の修正	物理的環境	<ul style="list-style-type: none"> ・別室受検(15) ・座席位置の配慮(7) ・検査・面接の個別対応(2) ・病院受検(2) ・外国語の試験時のみ別室受検 ・机の持ち込み
	人的環境	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の個別対応に備えた検査監督者の増員 ・控室から検査室までの教職員による誘導 ・介助者の立ち会い ・保護者以外の介助者入室と介助者による休憩時の指示 ・代筆者、聞き取り補助者の配置
呈示の仕方の修正		<ul style="list-style-type: none"> ・リスニングの際の音量調整 ・英語リスニングテストの代替問題 ・放送による検査について、問題等を記載したカードを用いて実施 ・放送での伝達事項をメモで本人へ伝達 ・面接時の質問のスピード調整

	<ul style="list-style-type: none"> ・問題用紙・解答用紙の拡大(8) ・拡大文字問題冊子の配付 ・入試問題のルビふり ・問題文の代読
答え方の修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーテストへの代替 ・面接時における筆談を許可
時間とスケジュールの修正	<ul style="list-style-type: none"> ・面接の順番を1番にし、公平性を確保できる範囲での適切な対応(2) ・時間延長(11)
支援機器	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大鏡の使用(2) ・英語の聞き取りテストにおける補聴器の使用 ・リスニング時のヘッドホン使用 ・CDプレーヤーによるリスニング検査 ・ルーペの使用
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの常時着用許可 ・タオル等の受検室持込許可 ・控え室での捕食可

⑫大学入試センター試験における発達障害のある生徒への特別措置に関する研修会や校長会等の説明

図Ⅲ-3-12 に、特別措置の申請に関する研修会や校長会等における説明の有無を示した。「行っている」と回答したのは約半数の教育委員会で、「行っていない」と回答したものをやや上回った。



図Ⅲ-3-12 大学入試センター試験における申請に関する説明の有無

⑬高等学校における特別支援教育推進のための取組

表Ⅲ-3-10 に、特別支援教育推進のための取組を示した。取組の内容として、研修会の実施、外部委員会との連携、担当者の配置、パンフレットなどの配布などが挙げられた。特別支援教育コーディネーター養成研修会を実施したり、「理解促進パンフレット」を配布

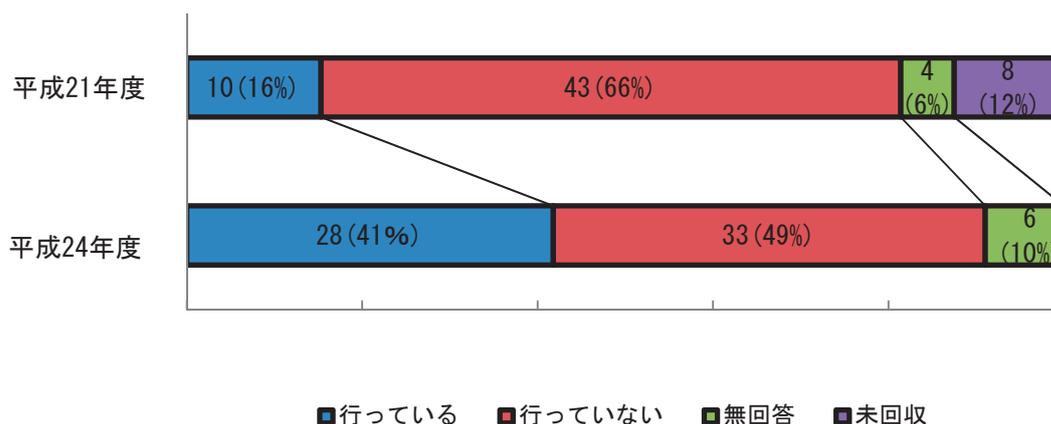
したりするなどの取組が行われていた。

表Ⅲ-3-10 高等学校における特別支援教育推進のための取組

取組	具体的な内容
研修会の実施	・特別支援教育コーディネーター養成研修会 ・指導主事による校内研修 ・課題別研修
外部委員会との連携	・特別支援学校 ・サポートチーム委員 ・臨床心理士・大学教員など ・専門家チーム ・特別支援アドバイザー
配置	・教育専門監 ・特別支援教育係
パンフレットなどの配布	・「理解促進パンフレット」 ・生徒向けソーシャルスキル教材 ・「学び方の違いに寄り添うためにー通常学級における支援の工夫ー」
その他	・特別支援学校との交流及び共同学習 ・特別支援学校との交流人事

⑭定時制課程のある高等学校への重点的な支援の取組

定時制課程のある高等学校への重点的な支援の取組についてたずねたところ、平成 21 年度には「行っている」と回答した教育委員会は 15%であったのに対し、今回の調査では 42%と多くなっていた（図Ⅲ-3-13）。また、その取組の内容は、主に人的配置の工夫や巡回相談等による支援に分類できるものであった（表Ⅲ-3-11）。



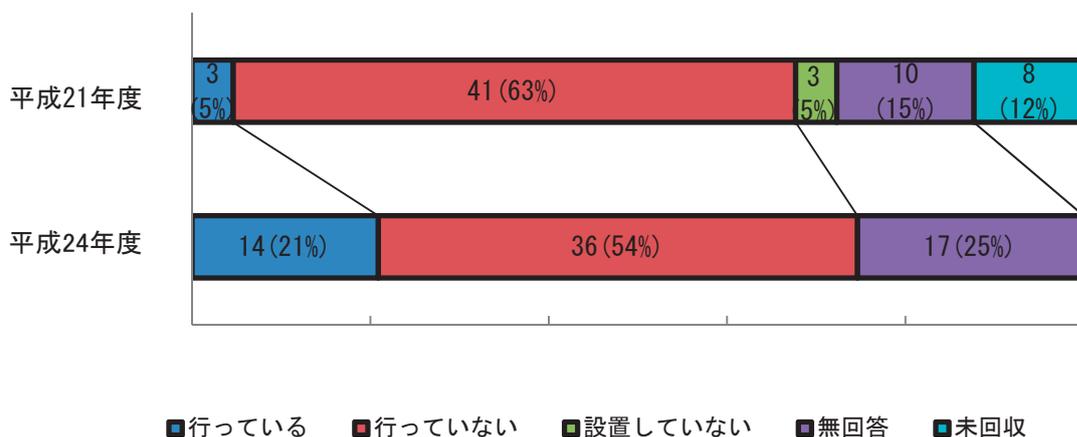
図Ⅲ-3-13 定時制課程のある高等学校への支援の取組状況

表Ⅲ-3-11 取組の内容

人的配置の工夫 ・学習支援員の配置(4) ・スクールカウンセラーや相談員の配置(18) ※一部学校のみ配置の場合も含む ・スクールソーシャルワーカーの派遣(2) ・必要度に応じて、介助員を派遣(2) ・学生ボランティアの活用、キャンパスエイドの配置(2) ・チャレンジスクール(昼夜間定時制)に、臨床発達心理士を派遣 ・養護教諭の増員 ・学校の状態を審議しながら中途対策加配、スクールカウンセラー、専任カウンセラーのどれかを優先的に配置
巡回相談等による支援 ・巡回相談員、地域コーディネーターの派遣・センター的機能の活用(8) ・指導主事が学校を訪問し、校内研修を行ったり直接支援方法を助言したりしている ・大学と連携し、学生・院生を支援員として配置したり、教授による巡回指導を行ったりしている ・課程の違いに関わらず、支援の必要な生徒があれば支援に取り組んでいる(2) ・地域の就労支援に関する協議会への参加
その他 ・実践研究の成果を広く発信することにより、県内全ての高等学校の特別支援教育の充実を図る ・定・通制高等学校の支援体制整備を早急に進め、県内高等学校への普及を目指している

⑮通信制課程のある高等学校への重点的な支援の取組

通信制課程のある高等学校への重点的な支援の取組についてたずねたところ、平成 21 年度には「行っている」と回答した教育委員会は 5%であったのに対し、今回の調査では 21%と増えていた(図Ⅲ-3-14)。また、通信制課程を設置していないと回答した教育委員会はなかった。実施している教育委員会の取組の内容については、スクールカウンセラーや相談員の配置がほとんどであった(表Ⅲ-3-12)。



図Ⅲ-3-14 通信制課程のある高等学校への支援の取組状況

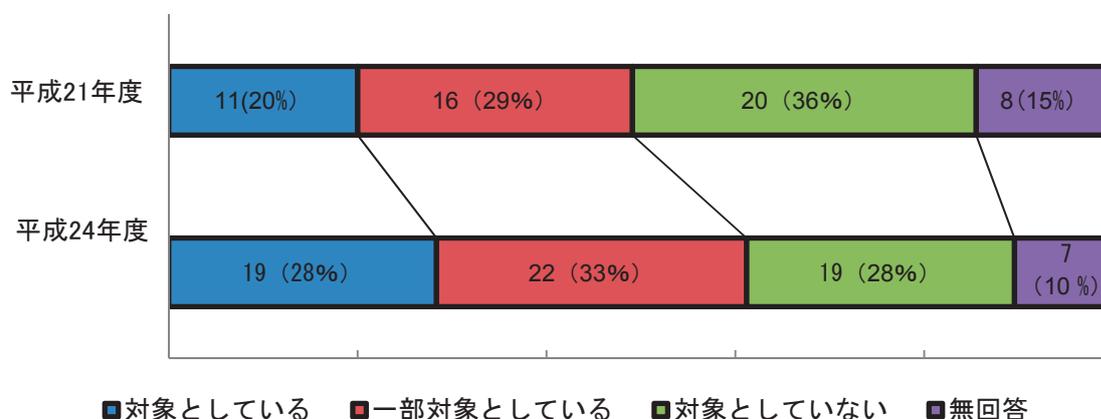
表Ⅲ-3-12 取組の内容

<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談員の派遣(4) ・介助員や学習支援員を配置 ・スクールカウンセラーや相談員の配置(14) ・学生ボランティアの活用 ・課程の違いに関わらず、支援の必要な生徒があれば支援に取り組んでいる(2) ・モデル事業として、全・定・通併設の高校(1校)にSSW1人を配置 ・定・通制高等学校の支援体制整備を早急に進め、県内高等学校への普及を目指している

⑩私立学校を教員研修の対象としている割合とその理由

図Ⅲ-3-15 に私立学校を研修の対象にしている割合を、前回（平成 21 年度）実施したものと合わせて示した。前回と比較すると、「対象としている」と「一部対象としている」は増加し、これらを合わせると約 60%であった。

また、その理由を表Ⅲ-3-13 に示した。対象としている理由として、すべての高等学校を対象としていることや私立学校にも特別な支援を要する生徒が在籍していることなどが挙げられた。一部対象としている理由については、すべての研修ではなく、特定の研修会への参加や会場の広さなどを勘案したうえで対象とされた。対象としていない理由については、県立学校に受講希望が多く、私立学校まで対象を広げることができないことが理由とされた。



図Ⅲ-3-15 平成 21、24 年度において私立学校を研修の対象としている割合

(※平成 24 年度は、四捨五入の関係で合計が 99%になっている)

表Ⅲ-3-13 私立高校を教員研修の対象とするもしくは、対象としない理由

<p>対象としている理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての高等学校を対象としているため(5) ・特別な支援を必要とする生徒が在籍しているため(4) ・希望があれば受講できるようにしているため(5) ・高等学校の教員に対して、広く特別支援教育を理解し啓発を促すため ・国の「特別支援教育体制整備の推進」実施要領に基づき、県の事業でも対象としているため ・十分な支援体制が整ってなく、研修の機会がないため ・私立学校主管課と連携して研修会への参加の周知を図っているため
<p>一部対象としている理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国費補助により推奨されているため ・特別な支援を必要とする生徒を多く受け入れる学校があり、研究の機会を提供する必要があるため(2) ・公私立学校協調事業の一環である公私教員研修事業を実施しているため ・生徒指導連絡協議会を対象としているため ・招集する形(必修)の形では実施していないため ・特定の研修への参加を認めているため ・障害理解研修及び支援教育基礎研修についてのみ対象 ・校内コーディネーター研修会等について、希望者を対象としている(2) ・教職員の専門性向上と体制整備に関するものを対象としている ・県教育センター主催の専門研修は、私立学校も対象としている ・オープン講座については対象としている ・特別支援教育の推進のため ・会場等の状況や定員に照らし、可能な限り対象としている(2) ・教育委員会が旅費を負担する研修会は対象としていない ・視覚障害を対象とした私学に対して、一部の講座を案内している ・教育委員会、私立中学高等学校連合会と連携し、互いの研修への参加を一部認める取組を行っているため ・県教育委員会特別支援教育課が主催する教員研修は希望参加可能としている
<p>対象としていない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無記入(10) ・県費による旅費支給の対象とならないため ・受講希望が多く、私立学校まで対象を広げることができないため ・定員に余裕がある場合には、希望者の受講を認めている ・私立高等学校を所管していないため ・案内の配布等、周知が困難であるため ・公立の学校を対象としているため ・対象としていないが、案内を出し希望があれば参加可能としている

⑰私立学校を専門家チームによる巡回相談の対象としている割合とその理由

私立学校を専門家チームによる巡回相談の対象にしている割合については、前回と比べてほとんど変わりはなかった。

巡回相談の対象（または一部対象）とする理由として、全ての高等学校が対象となっている、対象生徒が多く在籍しており困難ケースが予想されることなどが挙げられた。また、対象とされない理由として、所管外であることや予算化されていないことなどが挙げられた。（表Ⅲ-3-14）

表Ⅲ-3-14 私立高校を巡回相談の対象とする、もしくは対象としない理由

対象としている理由
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての高等学校を対象としているため(3) ・公的委員会を対象としているため ・推進事業の一つに挙げられているため ・対象生徒が多く在籍していることが予想され、指導や支援が困難なケースが予想されるため(3) ・私立学校においても発達障害生徒への対応が課題となっているため(2) ・県における特別支援教育の充実のため ・公立学校に比べ支援体制が十分でないため ・巡回相談員派遣事業の要項にも規定しているため ・県教育委員会では、一貫した継続性のある支援体制の整備を推進しているため ・専門家チームを県教育委員会で組織していないが、特別支援学校等による巡回相談は対象としているため ・中学校まで支援に関わってきた生徒が進学している状況もあり、継続した支援ができるようにするため ・私立学校主管課と連携し専門家チームや巡回アドバイザーの派遣を行っているため
一部対象としている理由
<ul style="list-style-type: none"> ・相談があれば、適切な支援先に引きついたりしながら支援を行う
対象としない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校を対象にした専門家チームは、県教育委員会では配置していないため(3) ・予算の枠組みとして私立学校は対象としない(3) ・原則として私立学校は支援の対象にしていないが、相談があれば可能な限り必要な情報を提供する用意がある ・所管外のため(2) ・担当課が違うため ・公立の学校を対象としている ・相談については、電話相談や来所相談で対応している ・専門家チームによる巡回相談は学校・幼稚園を対象とする事業であるため ・私立学校の主管課が県教委であるため
実施なし
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に特化した巡回相談は実施していない ・高等学校を対象として専門家チームが組織されていない

⑩私立学校を特別支援学校のセンター的機能の対象としている割合とその理由

私立学校を特別支援学校のセンター的機能活用の対象にしている割合については、前回に比べて、「対象としている」と回答した教育委員会は約 60%と変化は見られなかった。一方、「対象としない」と回答した教育委員会はやや増加しは、巡回相談と同じように所管外であることや予算化されていないこと等が理由として挙げられた（表Ⅲ-3-15）。

表Ⅲ-3-15 私立高校をセンター的機能の対象とする、もしくは対象としない理由

対象としている理由
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての高等学校を対象としているため(9) ・特別な支援を必要とする生徒が在籍しているため(6) ・公的委員会を対象としているため ・特別支援学校のセンター的役割の利用(巡回相談員派遣等)に関する情報提供をし、希望があれば派遣は可能としているため ・特別支援学校の校長が判断しているため ・私立学校から要請があった場合に必要に応じて対応している ・県における特別支援教育の充実のため ・特別支援学校は地域のセンターとしての役割を担っているため ・センター的機能として各特別支援学校の判断で対応し、県として私立学校を除外する規定等は設けていないため ・特別支援学校での相談等は、公立、私立を問わずに対応しているため ・特別支援教育の体制整備の遅れや専門性のある教員の不在などの課題により、教育的支援が必要な生徒の対応が十分にできない状態にあるため

<ul style="list-style-type: none"> ・中学校まで支援に関わってきた生徒が私立高等学校へ進学している状況もあり、継続した支援ができるようにするため ・国の「特別支援教育体制整備の推進」実施要領に基づき、県の事業でも対象としているため ・特別支援学校に対して地域のセンター的役割として校種・設置者等を問わない支援の周知を図っているため ・センター的機能については、保護者等からの直接の相談も対象としているため ・市外にも通学区が含まれる特別支援学校は、通学区に在住の子どもを対象としているため ・市内の小・中・高等学校等の案内をしているため
一部対象としている理由
<ul style="list-style-type: none"> ・希望があれば相談を受けることができる(2) ・相談があれば、適切な支援先に引き継いで支援を行っている
対象としていない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・都教育委員会は、私立学校を所管していないため。ただし、個別に相談があった場合には対応する(2) ・所管外のため(2) ・県費による専門家チームのため ・限定をかけているわけではないが、活用の実績はない
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に活用しているケースがまだない ・特別支援学校は所管していない ・市は市立の特別支援学校を持っていないため回答できない ・県では、私立学校から依頼があれば巡回相談するようにしている。仕組みはできているが実績はない

⑱高等学校における特別支援教育推進に関する課題

高等学校における特別支援教育の推進に関する課題を自由記述でたずねたところ、表Ⅲ-3-16に示した回答が得られた。

回答は校内支援の整備・充実に関するもの(26委員会)、教員の理解啓発・専門性の向上に関するもの(24委員会)、中学校からの引継ぎと福祉・労働等の関係委員会との連携に関するもの(18委員会)、進路指導・就労支援に関するもの(18委員会)が多く、その他にも幅広く課題が挙げられていた。

表Ⅲ-3-16 高等学校における特別支援教育推進に関する課題

校内支援の整備・充実(26委員会)
<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画の作成と活用 ・事例検討会議の推進 ・教員、保護者、周りの生徒の障害の理解と受容 ・コーディネーターの負担軽減 ・特別支援教育コーディネーターだけでなく、学校として、発達障害やその支援についての知識・技能を学ぼうとする意識付け" <ul style="list-style-type: none"> ・養成された教育相談コーディネーターが校内の個別支援体制の中核になれるような環境整備と教育相談 ・コーディネーターの学校間の連携強化 ・特別支援学校や中学校を含めた関係委員会とのより一層の連携 ・入学選抜の在り方 ・学力検査における配慮と公平性のバランス ・高校入学後の単位認定等に係る問題。(進級・卒業判定)→教務規定との関連 ・欠課への対応 ・学習面で配慮が必要な生徒が多数いるが、障害に起因するものとそうでないものの線引きが難しく、特別支援教育の視点からの積極的な支援に取り組みにくい
教員の理解啓発・専門性の向上(24委員会)
<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の管理職に対する理解啓発について ・発達障害の認識が十分ではなく、発達障害のある生徒が在籍していないとする学校が多い ・特別支援教育の推進に、高等学校間の温度差がある ・学習支援:教員一人一人の特別支援教育に関する理解と支援のノウハウの共有 ・管理職を中心とした組織的な取組の継続 ・二次的な障害についての理解

<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導、教育相談、教科指導との関連 ・個人情報保護に関する正しい理解
<p>中学校からの引継ぎと福祉・労働等の関係委員会との連携(18委員会)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・支援計画の引継ぎ
<p>進路指導・就労支援(18委員会)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・卒後の進路の確保 ・中学校における進路指導の在り方 ・ミスマッチを防ぐ、進路指導の在り方 ・就労や進学などの卒業後の自立を見越した指導 ・外部委員会との連携の構築。厚生労働省や県管轄の委員会が多く複雑なため、高校との連携が難しい
<p>支援員の配置困難(4委員会)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知見をもった職員等の人的配置
<p>その他</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営のあり方 ・定時制、通信制高校への配慮 ・特別支援学校のセンター的機能の一層の充実 ・生徒本人の自己理解とスキルアップ・学力向上 ・高等学校の教員を対象とした発達障害のある生徒への支援と理解を促す研修の充実(3) ・研究開発学校の成果の普及 ・「自立活動」の時間における指導や「現場学習」などの教育課程上の位置づけ ・特別支援教育を各校の教育目標達成のための取組に位置付けた具体的な実践事例の開発と高校教育担当課との効果的な連携 ・小・中学校から高等学校までの連続した支援を実施するための義務教育担当課、市町教育委員会との効果的な連携 ・高等学校における実践の紹介(特に、小・中・高校教職員、保護者等に対する周知) ・教育委員会による『高等学校における特別支援教育の在り方』の提案 ・高等学校における通級指導教室、特別支援教室の設置の可能性 ・研修会や会合を開催するが、高校の参加校が固定している。また、内容が伝達されにくい ・保護者との連携 ・財源の確保(2)

(4) 考察

今回の結果と平成21年度の調査とを比較すると、この3年間で「実態調査の実施」「特別支援教育支援員の配置」「定時制・通信制高校への重点的な取組」については、「取り組んでいる」と答えた教育委員会が増加しており、高等学校における特別支援教育の推進に関わる取組が進みつつあることを示している。

一方で、「私立学校における取組」としては、徐々に私立学校教員を対象とした研修が増えているものの、専門家チームによる巡回相談は、対象としていない教育委員会が半数を超えている状況にあった。主管課の違いや経費等の課題はあるだろうが、私立学校にも特別な支援が必要な生徒が多く在籍することを考えると、教育委員会は私立学校における特別支援教育の充実にも一層力を注ぐことが望まれる。

また、「高等学校入学者選抜における配慮」については、実施要項への配慮事項の記載や試験場面での配慮事項の実施が、多くの教育委員会で進められていることが明らかになった。また、「別室受験」等の物理的環境整備や、「介助者の立ち会い」などの人的環境整備、支援機器の活用などの環境整備も進められている。しかし、入学試験に必要な配慮は本来学校生活や学習活動でも必要な配慮であり、入学後の学校生活においても継続した支援として行われるべきである。今回の調査では、高等学校で実際に行われている指導・支援の内容には触れていないが、今後高等学校における特別支援教育の指導・支援の内容について

ても実態把握が必要だと考える。

さらに、高等学校においては、平成 25 年度から全面実施される学習指導要領の中で、「義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることの促進」や「地域や学校、生徒の実態等に応じた学校設定科目や教科の設定」等、教育課程の弾力的な編成の可能性が記された。高等学校にも、学力は高いがコミュニケーションに難しさを持っている生徒、義務教育段階の学力がついておらず高等学校での学習が積み上がらない生徒等、様々な課題を抱えている生徒が少なからず在籍している。今後、高等学校においては、そのような様々な生徒の状態に応じた指導・支援を推進することがさらに求められるであろう。

各地域や教育委員会、学校単位での取組は広がりつつあるが、校内支援体制の整備や個別の指導・支援の充実など、課題は多く残されている。こうした現状に鑑み、教育委員会でも、継続して課題解決に向けた取組が必要であると思われる。

(梅田 真理、伊藤 由美、岡本 邦広)